

みんながいきいきと
あん しん く
安心して暮らせる
きょう せい しゃ かい め ぞ
共生社会を目指そう

しょう
障がいについて
し
知ろう



かさ ま し
笠間市

はじめに

笠間市では、令和4年4月1日に「笠間市障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例」が施行されました。地域の中には、障がいなどを理由に、必要な情報を得ることが難しく、また、周りの人とのコミュニケーションが困難であったり、不安を抱えている方がいます。

本パンフレットでは、障がいとは何か、合理的配慮、情報取得やコミュニケーションの観点から、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で、自分らしくいきいきと安心して過ごすことができる共生社会の実現を目指すために、私たちが取り組めることをまとめています。誰もが互いを尊重し、思いやりをもって、過ごしましょう。

目次

障がいとは.....	p 1
障がい者を支援する法制度及び近年の動向.....	p 2
合理的配慮とは.....	p 2
障がいの主な特性や配慮	
・視覚障がい.....	p 3
・聴覚障がい.....	p 4
・音声・言語機能障がい.....	p 5
・そしゃく機能の障がい.....	p 6
・肢体不自由.....	p 7
・内部障がい.....	p 8
・精神障がい.....	p 9
・知的障がい.....	p10
・発達障がい.....	p11
コミュニケーション方法の紹介	
・点字.....	p12
・指文字.....	p13
・手話.....	p14
障がいに関わるマーク.....	p16
障がいに関する相談窓口.....	p18

しょう

障がいとは

しょう げんいん からだ ほんらい き のう は
 障がいとは、なんらかの原因によって、体やところが本来の機能を果たせ
 ない状態をいいます。しょうがいしゃ きほんほう によると、しょうがいのある人とは、しんたいしょう
 がいや知的障がい、せいしんしょう た しょう しょう しゃかいてきしょう
 がいや知的障がい、精神障がい、その他の障がいがあり、障がいや社会的障
 壁によって、にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ せいげん う しょうたい もの
 壁によって、日常生活または社会生活に制限を受ける状態にある者としてい
 ます。社会的障壁には、次のようなものがあります。

じ ぶつ 事 物

つうこう りよう しせつ
 通行や利用がしにくい施設、
 せつび
 設備など

れい
例

- かいだん い ぐち
・ 階段しかない入り口
- はば せま つうろ
・ 幅の狭い通路
- て かいだん
・ 手すりのない階段
- てんじ じよう じてんしゃ
・ 点字ブロック上の自転車

せい ど 制 度

りよう せいど
 利用しにくい制度など

れい
例

- しゆ わ つうやく おんせいあんない
・ 手話通訳や音声案内がな
く、情報が伝わらない
- もうしこ ほうほう でんわ
・ 申込み方法が電話のみで
申込みができない

かん こう 慣 行

しょう ひと さんざい いしき
 障がいのある人の存在を意識
 していない慣習や文化

れい
例

- かんじ しよるい
・ 漢字ばかりの書類
- ちゆうじょうてき ひようげん おお せつめい
・ 抽象的な表現が多い説明
- きんきゆうじ おん
・ 緊急時のアナウンスを音
声のみで対応

かんねん かんが かつ 観 念 (考 方)

しょう ひと へんけん
 障がいのある人への偏見など

れい
例

- じ ぶん ちがう
・ 自分とは違う
- かわいそう
・ かわいそう
- けんじようしゃ おと
・ 健常者より劣っている
- しょう は
・ 障がいは恥ずかしい
- しょう めいわく
・ 障がいは迷惑をかける

障がい者を支援する法制度及び近年の動向

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」が制定され、平成28年4月に施行されました。障害者差別解消法では、下の2つが差別であるとされました。令和6年4月には、改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者にも、合理的配慮が法的に義務化されることとなりました。

ふとう さべつてき
と あつか
不当な差別的
取り扱い

せいとう りゆう
正当な理由がないのに、障がいがあるという
こと
とていきやう きよひ せいげん
サービスなどの提供の拒否・制限をする
こと

さべつ
差別

ふとう さべつてき
と あつか
不当な差別的
取り扱い

しょう ひと なん はいりよ ちと いし
障がいのある人から何らかの配慮を求める意思
ひょうめい があつたにも かか しゃかいてきしょうへき
の表明があつたにも関わらず、社会的障壁を
とりぞく 合理的な配慮をしないこと

合理的配慮とは

障がいのある人から、社会の中のバリアを取り除くために何らかの対応を必要としていることの意味が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することが求められることです。重すぎる負担がある時でも、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することを含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。内容は、障がい特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

しょう おも とくせい はいりよ 障がいの主な特性や配慮

しかくしょう 視覚障がい

しかくしょう かた なか まった み かた み かた
視覚障がいのある方の中には、全く見えない方と見えづらい方がいます。
み かた なか さいぶ わ ひかり かん くら
見えづらい方の中には、細部が分からない、光をまぶしく感じる、暗いところだと見えにくくなる、全体的に見える範囲が狭い、部分的に見えない範囲がある方などがいます。特定の色が分かりにくい方もいます。

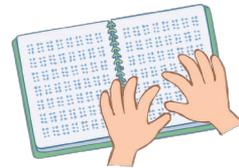
とくちょう こま ごと れい 特徴や困り事の例

- おんせい て さわ じょうほう え
・ 音声や手で触ることなどにより情報を得ている
- な ばしょ ひとり いどう むずか
・ 慣れていない場所では1人で移動することが難しい
- もじ よ か むずか
・ 文字の読み書きが難しい
- たす もと
・ すぐに助けを求められない



はいりよ れい 配慮の例

- こちから 声 を かける
- せつめい とき しじ ご つか くたいき つた
・ 説明する時に指示語は使わず、具体的に伝える
- ばしょ もの いち ほうこう きより かくど くたいき つた
・ 場所や物の位置は、方向や距離、角度などを具体的に伝える
- ほんにん きぼう ふ だいどく だいひつ
・ 本人の希望を踏まえ、代読や代筆をする



ちょうかくしょう 聴覚障がい

ちょうかくしょう かた なか まった き かた き かた
聴覚障がいのある方の中には、全く聞こえない方と聞こえにくい方がいま
す。聞こえの程度によって、まったく音が聞こえない状態を全ろう、音が聞こえ
にくい状態を難聴といいます。ほちようき そうよう かた
補聴器を装用している方もいます。しゅわ ゆび
手話・指
もじ こうわ どくわ ほちようき ひつだん そらが てが
文字・口話・読話・補聴器・筆談・空書き・手書きなどのコミュニケーショ
ンほうほう
ン方法があります。

とくちよう こま ごと れい 特徴や困り事の例

- もじ ず くち うご しかく じょうほう え
・文字や図、口の動きなどの視覚から情報を得ている
- がいけん わ ごかい
・外見から分かりにくく、誤解されることがある
- こえ だ はな き かぎ
・声に出して話せても聞こえているとは限らない
- ほちようき かいわ つう ばあい
・補聴器をつけていても会話が通じない場合がある
- おんせいじょうほう わ
・音声情報が分からない
- ふべん かん
・コミュニケーションに不便を感じる



はいりょ れい 配慮の例

- はなし とぎ はな
・話をする時は、はっきりゆっくり話す
- ほうほう かくにん
・コミュニケーションの方法を確認する
- れんらくしゅだん かくほ
・メールやFAXなどの連絡手段を確保する



おんせい げんご きのうしょう 音声・言語機能障がい

おんせい きのう しょう
音声機能の障がいは、なん かの りゆう おんせい ほん
理由で音声を発することができない、も
しくは困難である状態です。主な原因は、がんなどによる咽頭摘出、発声筋
のまひ、しんがくこうがいはれつ こうい しょう
唇顎口蓋裂の後遺症、などがあります。くんれん により、じんこうこうとう し
訓練により、人工喉頭を使
よう したりして かいわ ができるようになる方もいます。げんご きのう しょう
言語機能の障がいは、
げんご きのう そうしつ おんせい げんご もち いし そつう こんなん
言語機能が喪失している、音声や言語のみを用いて意思疎通することが困難
な状態です。主な原因は、ろうあや失語症などがあります。失語症の主な原
しんがくこうがいはれつ こうい しょう
因は脳血管障がいや交通事故などによる とうぶがいしょう はな
頭部外傷です。話すだけでなく、聞
いて理解する、よみ か 書きするなど、げんご しょう かつどう しょう
言語を使用する活動に障がいが起こりま
す。のう しょうぶ ぶい などにより、しょうじょう じゅうしょう ど こと
脳の損傷部位などにより、症状や重症度は異なります。

とくちょう こま ごと れい 特徴や困り事の例

- なが ふくぎつ ないよう りかい
・長く複雑な内容は理解しづらい
- ことば で
・言葉が出てこないことがある



はいりょ れい 配慮の例

- ゆっくりはっきり 短く話す
- ジェスチャーを用いる
- 相手が話しやすい環境をつくる
- コミュニケーションボードや五十音表を活用する



そしゃく機能の障がい

経口での栄養摂取ができない、またそれだけでは不十分で、経管栄養が必要な状態です。また、摂取する食事の内容に著しい制限がある（ゼリー状や半固形物のみ）状態をいいます。主な原因は、重症筋無力症などの神経・筋疾患、延髄機能障がい、末梢神経障がい、外傷、腫瘍切除、及びそしゃく・嚥下機能の低下があります。

特徴や困り事の例

- ・ 口話などの音声でのコミュニケーションが難しい
- ・ 外見から分かりにくく、違和感を抱かれたり、不適切な対応をされてしまう
- ・ 食べ物を嚥んで飲みこむことが難しい

配慮の例

- ・ コミュニケーション方法を確認する
- ・ 食事の形態に配慮し、経管栄養摂取の時間やスペースを確保する
- ・ 聞き取りにくい場合は確認する



したいふじゆう 肢体不自由

肢体不自由の方の中には、手足に機能障がいがある方、姿勢保持が困難な方、脳性まひの方、手足の欠損や切断された方などがいます。これらの方の中には、書類の記入などの細かい作業が困難な方、身体にまひがある方、自分の意思と関係なく身体が動く不随意運動を伴う方などがいます。移動については、杖や松葉杖を使用する方、義足を装用する方、車椅子を使用する方などがいます。病気や事故で脳が損傷を受けた方の中には、身体のみひや機能障がいに加え、言語の不自由さや記憶力低下、感情の不安定などを伴う方もいます。

とくちょう こま ごと れい 特徴や困り事例

- ・移動が制限される
- ・体温調節が困難
- ・高いところの物や、床に落ちた物を拾うのが難しい
- ・文字の記入が困難



はいりよ れい 配慮の例

- ・車椅子の方の目線に合わせる
- ・聞き取りにくい場合は確認する
- ・障がい者用の駐車スペースに障がいのない人は駐車しない
- ・エアコンなどの室温調整に配慮する



ないぶしょう 内部障がい

からだ ないぶ しょう
体の内部に障がいがあることをいいます。がいけん わ
外見からは分かりにくい障がい
です。しんたいしょうがいしゃふくしほう しんぞう ぞう こきゅうき ちよくちよう しょう
身体障害者福祉法では、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小
ちよう かんぞう めんえきき のうしょう さだ しょう ていど
腸・肝臓・HIVによる免疫機能障がいがあります。障がいの程度
によって、にちじょうせいかつ おお せいげん う ばあい
日常生活で大きな制限を受ける場合もあります。

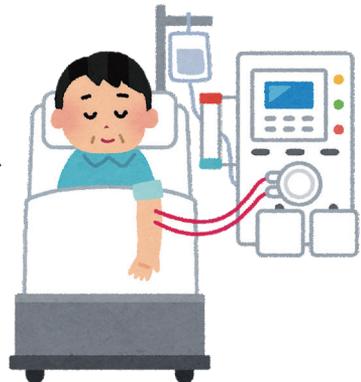
とくちよう こま ごと れい 特徴や困り事の例

- がいけん わ
・外見からは分かりにくい
- つか
・疲れやすい
- けいたいでんわ えいきょう けねん
・携帯電話の影響が懸念される
- たばこ けむり くる
・煙草の煙が苦しい
- ふじゆう
・トイレが不自由
- でんしゃ ゆうせんせき すわ
・電車やバスで優先席に座って
いると、ふしん め み
いと、不審な目で見られる



はいりょ れい 配慮の例

- ふたん たいおう こころ
・負担をかけない対応を心がける
- こきゅう くる ようす ひと たい
・呼吸が苦しそうな様子の人などに対しては、
でんしゃ せき ゆず
電車やバスで席を譲る
- かぜ
・風邪をひいている時はマスクをするなどの
たいさく
対策をして、うつさないようにはいりょ
配慮する



せいしんしょう 精神障がい

せいしんしっかん せいしん き のう しょう しょう にちじょうせいかつ しゃかいさんか ししょう
精神疾患のため、精神の機能に障がいが生じ、日常生活や社会参加に支障
をきたしていることをいいます。せいしんしっかん どうごうしつちょうしょう きぶんしょう
精神疾患には、統合失調症、気分障がい、
てんかん こうじのうきのうしょう いぞんしょう さまざま せいしんしっかん にちじょうせいかつ
てんかん、高次脳機能障がい、依存症など様々な精神疾患があり、日常生活
や社会生活の生きづらさを抱えています。てきせつ ちりょう ふくやく しゅうい はいりよ
適切な治療や服薬、周囲の配慮に
よってしょうじょうをコントロールすることができます。

とくちょう こま ごと れい 特徴や困り事の例

- ・ ストレスに弱く、疲れやすい
- ・ たいじんかんけい にがて
対人関係やコミュニケーションが苦手
- ・ しゅうい げんどう ひがいてき う と
周囲の言動を被害的に受け止めてしまう
- ・ 何度も同じ質問を繰り返したり、つじつまの合わないことを一方的に話す



はいりよ れい 配慮の例

- ・ 「ゆっくり」ていねい く かえ せつめい
「丁寧に」「繰り返し」説明をする
- ・ ふあん かん おだ たいおう こころ
不安を感じさせないような穏やかな対応を心がける
- ・ ひと こせい そんちよう えがお やさ せつ
その人の個性を尊重し、笑顔で優しく接する
- ・ かぞく しゅうい ひと しょう りかい しょうじょう
家族や周囲の人が障がいについて理解し、症状が
つよ とき むり
強い時は無理をさせない



知的障がい

知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳未満まで）にあらわれ、知的な遅れと社会生活への適応のしにくさがある方をいいます。重度の障がいのため常に支援が必要な方もいますが、軽度の場合、就労している方もたくさんいます。

特徴や困り事の例

- 複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい
- 人に聞いたり、自分の意見を伝えるのが苦手
- 漢字の読み書きや計算が苦手
- 1つの行動に執着したり、同じ質問を繰り返す



配慮の例

- 「ゆっくり」「丁寧に」「繰り返す」説明する
- 具体的にわかりやすく伝える
- 穏やかな口調で声をかける
- 絵や写真など、イメージが分かるものを見せて伝える
- 答えやすいような聞き方をする



発達障がい

発達障がいは、自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）など、脳機能の障がいであって、通常低年齢において症状が発現します。自閉症には、知的障がいを伴う場合と伴わない場合（高機能自閉症）があります。

特徴や困り事の例

- ・ 外見から分かりにくい
- ・ 相手の言ったことを繰り返す時は、相手が言っていることが理解できていないことが多い
- ・ 遠回しの言い方や曖昧な表現は理解しにくい
- ・ 相手の表情や態度、その場の雰囲気の読み取りが苦手
- ・ 順序立てて論理的に話すことが苦手
- ・ 年齢相応の社会性が身に付いていない
- ・ 関心があることばかり一方的に話す



配慮の例

- ・ 「ゆっくり」「丁寧に」「繰り返し」説明する
- ・ 抽象的な表現は用いず、できるだけ具体的に説明する
- ・ 感覚過敏がある場合は、音や室温など感覚面の調整を行う



コミュニケーション方法の紹介

点字

点字は、縦3点、横2列の6つの凸点の組み合わせによって構成されています。点字は、6つのそれぞれの点が、凸になっているかいないかの組み合わせで文字を表現します。点字は横書きで、左から右方向へ凸面を読みます。基本になる母音（あいうえお）と子音を組み合わせ、次のように表します。

点字五十音表

ゆび も し 指文字

指の形を変えて表現する方法を指文字と言います。50音1文字ずつに決まった指の形があり、片手で表現することが可能です。固有名詞や人名、地名などに使われることが多く、手話で表現が難しい単語を表す時にも使われます。濁音(゜)の時は濁音にする文字を右に、半濁音(゜)の時は半濁音にする文字を上にご動かします。拗音(ゃ、ゅ、ょ)や促音(っ)はその文字を手前に引きます。長音(のばす音)は、人差し指を上から下に下ろします。

ゆび も し ごじゅうおんひょう あいて み かたち 指文字五十音表 (相手から見た形)

わ	ら	や	ま	は	な	た	さ	か	あ
	り		み	ひ	に	ち	し	き	い
を	る	ゆ	む	ふ	ぬ	つ	す	く	う
	れ		め	へ	ね	て	せ	け	え
ん	ろ	よ	も	ほ	の	と	そ	こ	お



手話

手話とは、手の形や指の動き、表情を使って表現する視覚言語です。手話はろう者にとって、意思疎通を図るための大切な手段となっています。手話は50音やアルファベットを示す指文字と、名詞・動詞・形容詞などの語が基本となっています。

～例～



～しゅわ～



～ゆびもじ～



～コミュニケーション～



～はなす～



～きく～



～あいさつ～



あさ + あいさつ



ひる + あいさつ



～ひさしぶり～

～おはようございます～

～こんにちは～



～よろしく～



～さようなら～



～ありがとう～



～ごめんなさい～



～どういたしまして～



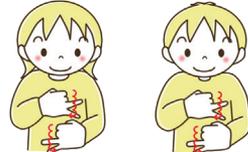
～なまえ～



～だれ?～



～どこ?～



～いつ?～



～しつもんする～



～しる～



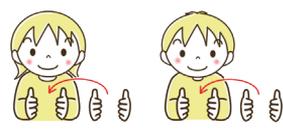
～しらない～



～いる～



～いらぬい～



～じゅんぴする～



～かたづける～



～たいせつ～



～たのしい～



～おもしろい～



～きぶんがよい～



～きもちわるい～

障がいに関わるマーク

障害者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物、施設であることを表すための世界共通のシンボルマークです。すべての障がい者を対象としたマークで、車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮を心がけましょう。

身体障害者標識（身体障害者マーク）



肢体不自由であることを理由に、免許に条件が付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、マークが付いている車に割り込みや幅寄せを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）



聴覚に障がいがあることを理由に、免許に条件が付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、マークが付いている車に割り込みや幅寄せを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

耳マーク



聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。聴覚障がい者は見た目には分からないため、誤解されたり、不利益を被ったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを掲示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法などの配慮についてご協力をお願いします。

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬は、もう導犬、介助犬、聴導犬を示します。公共の施設や交通機関、デパートやスーパーなどの民間施設では、身体障がいのある方が補助犬を同伴するのを受け入れる義務があり、補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、お声がけをお願いします。

盲人のための国際シンボルマーク



世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。このマークを見かけた場合には、視覚障がいの利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。

白杖 SOS シグナル普及啓発シンボルマーク



白杖を頭上50cm程度掲げてSOSのシグナルを示している視覚障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。

オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いします。

ハート・プラスマーク



身体内部に障がいがある人を表しています。身体内部（心臓、呼吸器機能、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある方は外見から分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障がいへの配慮についてご理解、ご協力をお願いします。

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

しょう かん そう だん まど ぐち
障がいに関する相談窓口

しゃかいふくし か しょうがい
社会福祉課 障害グループ

0296-77-1101 (電話)
0296-77-1162 (FAX)

かさま ししよ ほけんふくし か ふくし
笠間支所 保険福祉課 福祉グループ

0296-72-1111 (電話)
0296-72-9591 (FAX)

いわま ししよ ほけんふくし か ふくし
岩間支所 保険福祉課 福祉グループ

0299-37-6611 (電話)
0299-45-7541 (FAX)

き かんそうだん し えん
基幹相談支援センター

0296-73-5080 (電話)
0296-73-4722 (FAX)

はっこう
発行

かさま し ほけんふくし ぶ しゃかいふくし か しょうがい
笠間市 保健福祉部 社会福祉課 障害グループ

かざ ま し ちゅうおうさんちょうめ ばん ごう
〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号 ☎0296-77-1101

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。